

島根労働局発表 令和5年4月27日	担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 後藤 宏光 Tel 0852-20-7016	出雲市 商工振興部産業政策課 課長 原 靖弘 Tel 0853-21-6542
----------------------	---	--

## 令和5年度 出雲市雇用対策協定に基づく事業計画について

### ～ 出雲市と島根労働局とが連携し雇用施策を展開 ～

出雲市（市長：飯塚 <sup>いいつか としゆき</sup> 俊之）と島根労働局（局長：宮口 <sup>みやぐち しんじ</sup> 真二）は、令和3年7月21日に締結した出雲市雇用対策協定（別添1）に基づく「令和5年度事業計画」（別添2）を共同で策定しました。

この事業計画は、出雲市と島根労働局が、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、持続可能な経済活動の実現と活性化を目指し策定しております。

島根労働局と出雲市は連携を図り、地域の雇用面の課題に対して、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

### 令和5年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

#### ○主要な取組等

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による労働力不足や若者の進学、就職による都市部への流出などの課題に対応するや働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するため、①産業の活性化や地場産業の成長支援、企業誘致、雇用創出、②地元就職支援、③職場環境改善の推進などに取り組むとともに、数値目標を設定しました。

#### 《事業内容》

- 1 雇用創出と人材確保の推進
- 2 雇用安定への取組
- 3 働きやすい職場環境改善の推進
- 4 外国人住民への就職支援
- 5 若年者への就職支援
- 6 女性への就職支援
- 7 高齢者への就職支援
- 8 障がい者への就職支援
- 9 生活保護受給者、生活困窮者等の就職支援

出雲市と島根労働局との雇用対策協定

出雲市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、力強い地域経済の実現をめざす出雲市と、労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開している島根労働局が、出雲地区雇用推進協議会の活動をはじめ、市民の雇用安定や雇用環境改善に係る支援、高校生や学生など若年者の市内就職促進、女性や外国人住民など様々な立場の方の就職支援等の施策を、それぞれの強みを活かして更に連携し、効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、持続可能な地域経済の実現と活性化を目指すことを目的として締結する。

(事業内容)

第2条 出雲市と島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

(運営協議会)

第3条 運営協議会は、出雲市と島根労働局が共同で設置する。

2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、取組の進捗状況の把握等を行うものとする。

(要請等)

第4条 出雲市長と島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 出雲市長と島根労働局長は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、出雲市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、出雲市と島根労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、出雲市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年(2021)7月21日

出雲市長

飯塚俊之

厚生労働省島根労働局長

倉持清子

## 令和 5 年度 雇用対策協定に基づく事業計画

出雲市と島根労働局は、更に相互の連携を密にして雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に取り組むため、令和 3 年 7 月 21 日に「出雲市と島根労働局との雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結しました。

出雲市と島根労働局は、継続可能な経済活動の実現と活性化を目指すことを目的に、それぞれの強みを活かし更に連携の下、協定の第 2 条に基づき、令和 5 年度に実施する事業は、次のとおりとします。

### 1 雇用創出と人材確保の推進

出雲市の人口は、ほぼ横ばいに推移しているものの、少子高齢化に伴う全国的な状況と同様に、65 歳以上の人口は増加する一方、生産年齢人口(15~64 歳)は平成 2 年をピークに減少している。このため、労働力不足の解消が喫緊の課題となっており、市内事業所の人材確保への支援が必要である。

また、令和 3 年度の市内新規高校新卒者の市内就職率は、66.3%にとどまっており、給与面等の条件が地方よりも良く、職種の選択肢の多い都市部へ若者が流出していると考えられるため、市内就職率を高めるには、産業の活性化や地場産業の成長につながる支援を行うほか、オンリーワンの技術を有する企業を誘致するなど、若者にとって魅力ある多様な雇用の場を創出するとともに、市内で働くことの魅力をしっかりと伝えていくことが必要である。

#### 【出雲市、労働局・ハローワークが連携して実施】

- ・出雲地区雇用推進協議会(以下「雇推協」)における地元就職支援の取組  
合同企業説明会の開催(出雲地区企業説明会、就職フェアしまね in 出雲)  
学校と求人企業との情報交換会の開催  
高校生企業見学会、地元企業ガイダンスの開催  
市内企業情報、求人情報の発信など

#### 【出雲市が実施】

- ・UI ターン就職支援窓口の運営(UI ターン就職相談員の配置)
- ・学生就職支援窓口の運営(学生就職サポーターの配置)
- ・「いずも学生登録」の取組と SNS を活用した就職関連情報の発信及び就職相談
- ・学生と市内若手社員との交流会(県外・市内)の開催
- ・県外大学等訪問による情報収集や市内企業情報の発信
- ・大学生、高校生、保護者を対象とした市内企業見学会の開催
- ・企業誘致による雇用の場の拡大

#### 【労働局・ハローワークが実施】

- ・採用見込企業情報の発信
- ・人材不足分野の人材確保  
福祉のしごと就職面接会等の開催

#### 《目標》

- ・就職支援事業に参加した学生（大学生、専修学校生等）の人数：300人
- ・いずも学生登録新規登録者数：250人
- ・就職支援事業に参加した高校生の人数：1,900人
- ・学生就職支援窓口相談者数：20人
- ・U I ターン就職支援窓口相談者数：100人
- ・就職支援事業に参加した学生、いずも学生登録者、学生就職支援窓口相談者の市内就職率：50%
- ・就職を希望する市内高校新卒者の市内就職率：69%

## 2 雇用安定への取組

ウィズコロナ下での経済活動の再開に伴い雇用情勢は回復基調にあるが、国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、エネルギー・食料品等の価格上昇が続いている。こうした物価高騰の影響を受け、事業活動の縮小等により大量の雇用変動事案の発生が懸念される。このような場合に、出雲市及び労働局、ハローワークは連携して、雇用の維持や安心して就職活動できる環境づくりについて支援を講じる必要がある。

#### 【出雲市、労働局・ハローワークが連携して実施】

- ・雇用情勢等に関する情報を共有し、必要な雇用対策の検討
- ・求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供

#### 《目標》

- ・市とハローワーク出雲の情報交換会の開催回数：12回

## 3 働きやすい職場環境改善の推進

子育てなどの家庭生活と仕事を両立したいという希望を持つ労働者が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、女性活躍推進の取組はもとより、働き方改革により男性の働き方を変えることで、男性も家事・育児・介護に積

極的に関わるようにすることが重要であり、男女を問わず全ての労働者が仕事と家庭を両立しながらキャリア形成を進められる支援の取組を促進する必要がある。また、企業においても、人材の確保・定着に向け、育児や介護、病気の治療等を行いながら長く働き続けられるような多様な働き方ができる環境整備が重要となってきた。

そのため、企業経営者の理解と職場環境の整備、そして市民一人ひとりの意識改革に向けた取組を関係機関が連携して推進する必要がある。

**【出雲市、労働局・ハローワークが連携して実施】**

- ・雇推協主催の事業者向けセミナーでの啓発及び支援施策の周知

**【出雲市が実施】**

- ・「ワークライフ・バランス」や「働き方改革」の啓発による機運醸成と取組支援  
イクボス宣言、企業向け出前講座、くすのきプラザ通信による啓発等

**【労働局・ハローワークが実施】**

- ・女性のライフステージに対応した活躍支援  
ハローワークのマザーズコーナーにおける個々の求職者の状況に応じた就職実現プランの策定や担当者制によるきめ細かな就職相談の実施等
- ・男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と育児の両立支援の推進
- ・仕事と介護の両立支援の推進
- ・次世代育成支援策の推進
- ・女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援
- ・ワークライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進
- ・がん等長期療養者に対するハローワークによる島根大学医学部附属病院、県立中央病院への定期出張相談の実施等
- ・賃金引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援の実施
- ・企業訪問等による働き方改革関連法、職場改善の助成制度の周知・広報の実施
- ・「島根働き方改革推進支援センター」による中小企業・小規模事業者支援  
電話・メール・来所による個別相談支援、企業への訪問コンサルティング、事業主向けセミナーの開催、業種別団体に対する継続的な支援

《目標》

- ・雇推協主催の事業者向けセミナーの参加者数（開催回数）：60人（2回）
- ・企業向け出前講座開催回数：5回
- ・マザーズコーナーにおける新規重点対象者数（就職率）：380人（95.1%）

- ・がん等長期療養者の支援対象者数（就職率）：60人（58%）

#### 4 外国人住民への就職支援

出雲市における外国人住民の人数は、市内企業での就労者のほか、その家族の転入もあり、平成26年以降急増している。また、在留資格別に見ると、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」等の就労に制限がない外国人住民の割合が高くなっている。

そのため、外国人の雇用を検討している事業主等に対して雇用環境整備に関する周知啓発を行うとともに、離職者及びその家族の就労が可能となるよう、関係機関が連携し雇用の安定を図っていく必要がある。

##### 【出雲市・労働局ハローワークが連携して実施】

- ・外国人住民向け（ポルトガル語版）求人情報誌の発行
- ・外国人住民の雇用に関する事業者向けセミナーの開催
- ・外国人住民対象の合同企業説明会の開催
- ・定住外国人向け公共職業訓練コースへの外国人求職者の受講あっせん及び訓練修了者の就職支援
- ・日本語や日本の職場におけるビジネスマナーの習得を目的に実施される「外国人就労・定着支援研修事業」への外国人求職者の受講勧奨及び研修修了者の就職支援

##### 【出雲市が実施】

- ・出雲市多文化共生推進プランによる安心して暮らせるまちづくりの取組

##### 【労働局・ハローワークが実施】

- ・外国人雇用コーナーにおける専門相談員による職業相談、求人開拓の実施

##### 《目標》

- ・外国人向け求人情報誌の発行回数（掲載企業数）：12回（延240社）
- ・外国人雇用コーナー相談者の就職率：15%
- ・定住外国人向け公共職業訓練コース受講修了者の就職率：50%

#### 5 若年者への就職支援

15歳～34歳の出雲市の人口は、平成27年3月末時点に比べ、令和4年11月末時点では約1,600人減少しており、高齢者の労働力の活用とともに、若年者の労働力確保が課題となっている。

そのため、新卒者等の地元就職のさらなる促進や、就労に関する悩みを抱える若者に対する就労支援の取組が必要である。

**【出雲市、労働局・ハローワークが連携して実施】**

- ・雇推協における地元就職支援の取組  
市内企業情報、求人情報の発信など

**【出雲市が実施】**

- ・就労に関する悩みを抱える若者を対象とした職場見学等の実施

**【労働局・ハローワークが実施】**

- ・若者サポートステーションとの連携を密にした就職支援
- ・就職支援ナビゲーターによる職業相談、求人開拓等の就職支援の実施
- ・採用見込企業情報の発信〔再掲〕
- ・管内企業に対する学卒求人の早期提出依頼
- ・ユースエール認定制度の周知と取得促進
- ・中学校・高等学校生徒に対する職業講話、企業ガイダンスの実施
- ・企業や学生等に対する訪問等による職場定着の支援
- ・公的職業訓練のあっせん

《目標》

- ・就職支援事業に参加した学生（大学生、専修学校生等）の人数：300人  
〔再掲〕
- ・就職支援事業に参加した高校生の人数：1,900人〔再掲〕
- ・就労に関する悩みを抱える若者を対象とした職場見学の開催：2回
- ・フリーターの常用就職件数：280件
- ・ユースエール新規認定企業数：4社

## 6 女性への就職支援

出雲市の人口推計では、2030年までに17万人台を割り込み、その後も減少が続くとされている。出雲市の主要産業である製造業、医療・福祉、卸・小売業では女性就業者の割合が高く、結婚・出産等で離職した女性が就職を希望する場合、本人の希望する就業形態での就職を実現することが課題である。

このため、就職活動中の女性を対象としたセミナーや求人開拓、職業能力開発に取り組んでいくことが必要である。

**【出雲市、労働局・ハローワークが連携して実施】**

- ・ひとり親家庭の親等に対する支援

家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施

**【出雲市が実施】**

- ・女性の活躍推進と自立支援のための意識の醸成と取組支援  
(審議会等への女性の参画率向上、家庭・地域への男女共同参画意識の啓発、セミナーの開催、くすのきプラザ通信による啓発等)

**【労働局・ハローワークが実施】**

- ・女性のライフステージに対応した活躍支援  
ハローワークのマザーズコーナーにおける、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランの策定や担当者制によるきめ細かな職業相談の実施等〔再掲〕
- ・女性のための再就職支援セミナーの開催
- ・仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓
- ・スキルアップのための公共職業訓練の活用促進
- ・女性活躍推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の周知・啓発

《目標》

- ・地域における男女共同参画出前講座研修会の参加者数：400人以上
- ・生活保護受給者等自立支援事業における  
児童扶養手当受給者の支援対象者（就職率）  
※ 目標値は、毎年度開催する「出雲地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」において決定する。
- ・マザーズコーナーにおける重点対象者数（就職率）：380人（95.1%）〔再掲〕

7 高齢者への就職支援

出雲市における65歳以上の高齢者数は、引き続き増加傾向にあるため、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、年齢に関わりなく働くことができる雇用環境を整備するとともに、高齢者の就職支援の推進が必要である。

**【出雲市、労働局・ハローワークが連携して実施】**

- ・出雲市シルバー人材センターの周知

**【出雲市が実施】**

- ・出雲市シルバー人材センターの活動支援

**【労働局・ハローワークが実施】**

- ・生涯現役支援窓口における高齢求職者の就業ニーズ等を踏まえた生涯現役支援チームによる就労支援、就労・支援アドバイザーが策定する生涯設計就労プランに基づく就労支援メニューの実施等



- ・シニア歓迎求人確保
- ・改正高年齢者雇用安定法に伴う就業確保措置未実施企業に対する周知
- ・70歳までの就業機会確保等に取り組む企業に対する支援
  - 高年齢・障害・求職者雇用支援機構の65歳超雇用推進プランナー等と連携した助言指導の実施

#### 《目標》

- ・生涯現役支援窓口における65歳以上の支援対象者の就職率：76%

### 8 障がい者への就職支援

ハローワーク出雲管内の障がい者実雇用率は2.40%（令和4年6月1日現在）となっており、法定雇用率2.3%を上回っているが、法定雇用率を達成した企業の割合は、60.0%にとどまっている。

障がい者の就労や定着を促進するため、雇用・保健福祉、教育等関係機関の連携による就業面だけでなく、生活面を含めた総合的な支援が必要である。また、働く意欲のある障がい者が、その特性に応じ能力を十分に発揮できるよう、働く場の確保や環境づくりに取り組む必要がある。

#### 【出雲市、労働局・ハローワークが連携して実施】

- ・関係機関との連携による障がい者を雇用する企業に対する企業向けチーム支援の実施

#### 【出雲市が実施】

- ・福祉と企業との相互理解と、障がい者雇用を推進するための連携体制の構築
- ・就職後の継続的なサポート

#### 【労働局・ハローワークが実施】

- ・障がい者就職面接会の開催
- ・関係機関（島根障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）と連携したチーム支援による就職支援及び定着支援
- ・精神障害者雇用トータルサポーターによる専門的な支援
- ・難病患者就職サポーターによる専門的な支援、難病支援センターへの定期出張相談の実施
- ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の周知、活用による職場環境整備の促進
- ・雇用率未達成企業の解消のための支援
- ・障害者雇用優良中小事業主認定（もにす認定）制度の周知及び取得促進

《目標》

- ・福祉施設から一般就労への移行者数：38人  
（第6期出雲市障がい福祉計画/令和3年度～令和5年度目標値）
- ・障がい者就職面接会の開催：1回
- ・チーム支援対象者就職率：60%
- ・難病患者就職サポーターの出張相談回数：12回
- ・もにす新規認定企業数：1社

9 生活保護受給者、生活困窮者等の就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活保護受給者や生活困窮者等の就労支援を必要とする方が増加しているため、「生活保護受給者等自立促進事業に関する協定書」に基づき、ハローワーク出雲と連携して、きめ細かな就労支援に取り組む必要がある。

【出雲市、労働局・ハローワークが連携して実施】

- ・生活保護受給者等就労自立促進協議会で情報共有（年1回開催）
- ・生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議で情報共有（月1回開催）
- ・ひとり親世帯サポート事業の実施

【出雲市が実施】

- ・自立支援プログラム（就労支援プログラム、意欲喚起プログラム等）の実施
- ・支援候補者のハローワークへの誘導

【労働局・ハローワークが実施】

- ・専門の就職支援ナビゲーターによる支援  
出雲市福祉事務所への巡回相談の実施（毎週火曜日）  
支援メニュー（就職準備プログラム、公的職業訓練等）の実施  
事業主に対する特定求職者雇用開発助成金、トライアル制度の周知による雇用機会の確保

《目標》

- ・生活保護受給者等自立支援事業における  
生活保護受給者及び生活困窮者の支援対象者数（就職件数）  
※ 目標値は、毎年度開催する「出雲地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」において決定する。